

# 『無協約』恐るに足りず

## 臨時委員会で闘う方針確立へ(4)

当局は、憲法や労働三法で保障された労働組合の権利、労働者の基本的人権をも無視した強権的労務政策を強行すると同時に、職場から役員・活動家を一掃する「出向」攻撃を強めている。動労千葉は「本人の意志を尊重する」と明記しない出向協定をはじめ、労働者・労働組合の権利を大巾に制限する労働協約の締結を断固拒否して闘いぬいている。いま、反動的協約を結んだ労働組合が「出向」攻撃に抵抗するすべがない事実こそ、動労千葉の方針の正しさを確認することができる。「無協約恐るに足らず」の精神で闘おう。

### 当局はいま職場で

#### 何をやっているのか

新会社発足以降、当局の組合つぶしの攻撃は露骨をきわめている。

当局が職場でどういうことをやっているか、事実を明らかにしてみよう。

- ① 営業への強制配転
  - ② 労働組合が活動する上で最も重要な組合費の徴収妨害
  - ③ 組合員に情報を伝達するための「日刊動労千葉」等を、組合員のロッカーに下げておくと持ち去り処分
  - ④ 組合事務所・電話の撤去
  - ⑤ 組合掲示物の撤去
  - ⑥ 職場集会開催について会社施設を貸さない
  - ⑦ カーテン、あごひも、組合バッヂ、点呼時の態度、名札等々を理由とした手当の5%カット
- まだまだ、当局の不当な攻撃をあげたらきりがないのである。

### 暴挙を正当化させる労働協約

こうした強権的労務政策の目的は何か。労働者を屈服させ、徹底的に管理し、抵抗する労働者を痛めつけ、職場から一掃する、というところにあるのだ。

そのうえで、問題の核心は、当局の一

連の労働者、労働組合無視の暴挙に、あらゆる種の「正当性」をもたせているということである。

すなわち、動労千葉以外の労働組合が「会社の許可したもののだけやらせる」反動的労働協約を結んでしまっているという事実である。

「労働協約」の反動性についてはこれまで何度か明らかにしてきたが、結論は、会社のいうがままになるということだ。

当局の「六百人以上の支部でなければ組合事務所は与えない」「当局が必要と認めなければ団交はやらない」「掲示板は職場に一箇」「就業規則（靴の種類まで強制される）を守らないと5%カットだぞ」に始まり、「ストをやる時は十日前に予告しろ、戦術変更も予告しろ」、揚句のはては「出向に行け」、という主張が「労働協約」に「違反」しないのだ。

### 「出向」攻撃には実力反撃だ

とんでもないことだ。

こんな労働協約ならない方がましだ。すでに動労千葉は三ヶ月以上、無協約状態のまま、当局の「無協約」を口実とした様々な攻撃と闘いぬいている。

当局の「出向」攻撃には全組合員一丸になり、ストライキも辞さず闘おう。